

## 「いじめ防止基本方針」

宮城県石巻商業高等学校

校是「独立自尊」の精神に則り、心身ともに健康な学校生活を送り、誰からも信頼・信用される生徒の育成に力を注ぐことを第一義とする。そのためには、いじめは絶対にあってはならない行為であり、もっとも恥ずべき行為である。

本校では、全ての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、迅速に対応するために「いじめ等総合対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こりにくい学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事案が発生した場合には、県教育委員会を通じて県知事に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「宮城県石巻商業高等学校いじめ防止基本方針の実践にむけた行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

### 1. 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ等総合対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見、認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた事前防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- (2) いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

### 2. いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (2) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

- (4) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

### 3. いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (4) 日常の教育活動から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日常の教育活動から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (6) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

### 4. いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (4) いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- (5) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (7) 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

## 宮城県石巻商業高等学校「いじめ等総合対策委員会」設置要綱

### (設置)

1. 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下に同じ）に関する措置を実効的に行うため、いじめ等総合対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

2. 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講じるものとする。
  - (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
  - (2) いじめの実態把握に関すること。
  - (3) いじめの対処に関すること。
  - (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
  - (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

### (組織)

3. 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別に定める職にあるものをもって充てる。
  - (1) 委員長は学校長、副委員長は教頭・主幹の職にある者をもって充てる。
  - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

### (調査部会)

4. いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。
  - (1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
  - (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

### (事務局)

5. 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するための事務局を置く。
  - (1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
  - (2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

### (関係者の出席)

6. 委員長又は事務局長は、必要があると認められるときは、対策委員会又は事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

### (その他)

7. この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関して必要な事項は、委員長がこれを別に定める。

### (付則)

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。